

## 仕 様 書

1. 件 名  
市制施行90周年記念 車両用シートの印刷製本
2. 納入期限  
令和6年6月5日
3. 納入場所  
管財課 車両担当
4. 規格
  - (1) 車両用シート 300mm×300mm 254枚
  - (2) 車両用シート 500mm×500mm 2枚
5. 校正
  4. 規格(1)及び(2)の完成品を一部ずつ提出すること
- 6.仕様
  - ・塩ビ再剥離シート（接着面：クリア糊）
  - ・インクジェット印刷
  - ・塩ビラミネート保護
  - ・切り抜きカット
  - ※切り抜き等のイメージは別紙1参照
  - ※シートの素材については、きれいに剝がすことのできるシートを使用すること。
  - ※ロゴの色味などの加工は一切しないこと。
  - ※使用するデータは別添の ai データを使用すること。
7. 著作権の譲渡について  
契約予定者は、本契約における成果物（未完成のものを含む。）又は成果物を利用して完成させた物（以下、本仕様書において「著作権に係る成果物等」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物（以下、本仕様書において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第21条から第29条に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、本仕様書において「著作権」という。）のうち契約予定者に帰属するものを成果物の引渡し時に市川市に無償で譲渡するものとする。
8. 著作者人格権の制限について  
契約予定者は、市川市に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。
  - (1) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。
  - (2) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。
  - (3) 成果物又は著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - (4) 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作権名の表示をしないこと。  
また、契約予定者は、あらかじめ市川市の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならないものとし、市川市が著作権を行使する場合に

においては、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

#### 9. その他

- (1) 契約者は、本契約の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。また、本契約の履行による個人情報の取扱にあたっては、個人情報を保護する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (2) 契約者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) その他不明な点は、担当課職員及び契約課職員と協議し指示に従うものとする。
- (4) この特記仕様書に定めのない事項については、印刷製本請負契約書（「印刷製本請負契約約款」を含む）に定めるとおりとする。

